

水害時における緊急一時避難場所の提供に関する協定書

茨木市

株式会社〇〇〇〇

水害時における緊急一時避難場所の提供に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、水害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、地域住民等の避難の円滑化を図るため、乙の所有する施設を緊急一時避難場所（以下「避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、自己の所有する次に掲げる建物を、水害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、避難施設として地域住民等に使用させるものとする。

- （1）住所 茨木市〇〇丁目〇番〇号
- （2）所有者 株式会社 〇〇〇〇
- （3）名称 〇〇〇〇（施設名が特に無い場合は項目を省く）
- （4）構造等 〇〇造 〇階建
- （5）建築年 〇〇年〇〇月〇〇日
- （6）使用場所 施設屋上・〇〇駐車場・〇〇会議室など（面積〇〇㎡）
- （7）収容可能人数 約〇〇人

（避難対象者）

第2条 避難施設の避難対象者は、〇〇地区の住民を基本とするが、当該地区において就労中又は通過中の者（以下「地域住民等」という。）も同様とする。

（使用期間）

第3条 避難施設の使用期間は、避難施設が属する地域に甲発出の避難情報が発令されたときから、当該避難情報が解除されたときまでを基本とする。

（開設）

第4条 乙は、避難施設が属する地域に甲発出の避難情報が発令されたとき、避難施設を開設し、甲に開設した旨を通知するものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

（設備等の使用）

第5条 乙は、避難施設に緊急一時避難した地域住民等のトイレ、水道設備の使用について、可能な範囲で協力するものとする。

（使用料）

第6条 避難施設の使用料は、無料とする。

(施設破損時の対応)

第7条 第1条の建物が避難施設として使用された場合の破損・汚損については、甲及び乙が協議の上、対応するものとする。ただし、水害により生じた部分の破損・汚損及び地域住民等の故意・過失によるものを除くものとする。

(使用中の事故に対する責任)

第8条 甲及び乙は、避難施設に地域住民等が避難したときに発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲及び乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設の廃止及び変更等の届出)

第9条 乙は、避難施設を廃止し、又は改築その他事由により避難施設の現状に変更を加えたときは、甲に通知を行い、必要に応じて甲乙が協議し、協定内容を変更するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1月前までに、甲乙のいずれからも申し出がない場合は、自動的に1年延長することとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
代表者 茨木市長 福岡 洋一 ⑩

乙

⑩